

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 感染症予防対策協力金交付要綱

令和2年5月8日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、各事業所が行う新型コロナウイルス感染予防対策について支援するため、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策感染症予防対策協力金（以下、「協力金」という。）を交付するものである。その交付に関し、筑北村補助金等交付規則（平成17年10月11日規則第36号）に定めるもののほか、必要事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この協力金の交付を受けようとする者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に商業、工業を行うための建物を有している法人及び個人事業主。
- (2) 住宅と店舗や工場等が一体的な建物を有している法人及び個人事業主。
- (3) 農業は工場や作業場等を有している法人。

2 令和元年12月において事業実績があり令和元年分所得税の確定申告書又は住民税申告書を提出済みで写しの提出が可能な者。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、次のとおりとし、1回限りとする。

- (1) 雇用者6人以上の法人であっては10万円とする。
- (2) 雇用者5人以下の法人及び個人事業主であっては5万円とする。

(協力金の交付申請及び請求)

第4条 筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策感染症予防対策協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添付し、村長に提出するものとする。

- (1) 申請の受付は、令和2年5月11日から令和2年5月29日までとする。
- (2) 令和元年分所得税確定申告書又は住民税申告書の写しを添付する。
- (3) 法人にあっては従業員の雇用者数を証明する書類を添付する。ただし、専従者は従業員の扱いとしない。

2 村長が提出を必要とした場合を除き、添付書類は筑北村商工会長の確認をもって、提出を免除することができるものとする。

(交付の決定)

第5条 村長は、前条の規定により申請者から協力金の交付申請及び請求があったときは、速やかに交付の可否を決定し、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策感染症予防対策協力金（不交付）決定書（様式第2号）により当該交付申請者に通知するものとする。

(協力金の交付)

第6条 村長は、前条の規定により交付を可とした者に対して速やかに協力金を交付するものとする。

(協力金等の取り消し又は減額)

第7条 村長は、申請者がこの要綱に違反したときは、協力金の交付を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により既に協力金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 感染症予防対策協力金
交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所
事業所名
氏 名（代表者名） ㊞

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 感染症予防対策協力金の交付を受けたいので、次のとおり申請（請求）します。

○交付を受けたい事業所の状況

該当箇所に ○	事業所	雇用者数 ※専従者は含めない	交付額
	法人	6人以上	100,000円
	法人	5人以下	50,000円
	個人事業者		50,000円

請求額 _____ 円

振込先

金融機関名 _____

口座種類 _____

口座番号 _____

フリガナ

口座名義人 _____

○添付書類

令和元年分所得税及び確定申告書又は住民税申告書の写し

法人にあつては雇用者数を証明する書類

なお、私申請者は、この申請にあたって、必要がある場合には、村長が、村税等の納付状況、住民基本台帳及び家屋課税台帳の情報を確認することに同意します。

【筑北村商工会確認欄】

上記について確認しました。

令和 年 月 日

筑北村商工会長

㊞

様

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 感染症予防対策協力金
(不交付)決定及び確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 感染症
予防対策協力金 円を交付し確定します。

(令和 年 月 日付で申請のあった、筑北村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策 感染症
予防対策協力金は、交付しないこととなったので通知します。)

令和 年 月 日

筑北村長